

動物用管理医療機器販売・貸与業届出

動物用管理医療機器の販売、授与、貸与等を行う業態です。

営業所には営業所管理者がいなければなりません。

営業所管理者の資格は動物用高度管理医療機器等販売・貸与業と同じです。

(営業所管理者の資格については3ページ目を参照して下さい)

| | 文 書 名 | 根拠法令等 | 様 式 |
|-------------|---|--|--------------------|
| 届出書 (必須) | ・ 動物用管理医療機器販売・貸与業 届出書 | 動物用医薬品等取締規則 第120条 | 様式第58号 |
| 添付書類 | ・ 管理医療機器等営業所管理者の資格を 証する書類の写し ・ 営業所管理者を雇用している場合には 雇用証明書 | 動物用医薬品等取締規則 第132条 ※参考資料 「動物用医療機器販売・貸与 業営業所の管理者の資格につ いて」 | 参考様式2 参考様式1 |
| | ・ 営業所構造設備の概要を説明する図面 | 届出様式備考 | |
| | ・ 営業所の所在地を示す付近の略図 | | |

動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変更届

農林水産省令で定める事項(※動物用医薬品等取締規則第133条)を変更したときは、以下の書類を提出して下さい。

届出関係事項変更届出書は、届出の事実が生じた日から30日以内に提出して下さい。

| | 変更理由等 | 文書名 | 様 式 |
|-------------|----------------------------|---|--------|
| 届出書 (必須) | | ・ 動物用管理医療機器販売・ 貸与業届出関係事項変更届出書 | 様式第61号 |
| 添付書類 | 1) 届出者の氏名若しくは名称又は 住所の変更 | ・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍 記載事項証明書(法人の場合は、 登記事項証明書) (住所変更は添付書類なし) | |

| | | |
|--------------------------------------|---|------------------|
| 2) 営業所の名称 | ・添付書類なし | |
| 3) 営業所管理者の氏名または住所の変更 | ・管理者の戸籍謄本、戸籍抄本 又は戸籍記載事項証明書 (住所変更は添付書類なし) | |
| ----- 営業所管理者の変更 | ・変更後の管理者の資格を証する書類の写し及び雇用証明書 ※参考資料 「動物用医療機器販売・貸与業営業所の管理者の資格について」 | 参考様式 1 参考様式 2 |
| 4) 構造設備の主要部分の変更 | ・変更箇所を説明する図面 | |
| 5) 薬事に関する業務に責任を有する役員【責任役員】の変更(法人の場合) | ・添付書類なし | |
| 6) 兼営事業の種類の変更 | ・添付書類なし | |

医療機器営業所の休止・廃止・再開届

営業所の休止、廃止又は休止した業務を再開する場合は以下の書類を提出して下さい。

| | 文書名 | 根拠法令等 | 様式 |
|-------------|---------------------|---------------------------|--------|
| 申請書 (必須) | ・動物用医療機器営業所休廃止再開届出書 | 動物用医薬品等取締規則 第131条、133条 | 様式第59号 |

動物用高度管理医療機器等販売貸与業又は動物用管理医療機器販売貸与業の営業所管理者の資格について

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 動物用医薬品取締規則第119号第1項 | 医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した者 | |
| 動物用医薬品等取締規則第119条第2項の規定により農林水産大臣が認めたもの | 医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師の資格を有する者 | |
| | 第1種医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格を有する者（管理医療機器等販売貸与業の営業管理者の場合は、第2種医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格だが右記載要件と同様） | <ul style="list-style-type: none"> ・大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門過程終了者 ・旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門過程終了後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者 ・医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に5年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者 |
| | 医療機器製造業の責任技術者の資格を有する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門課程修了者 ・旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学の専門課程修了後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者 ・医療機器の製造に関する業務に5年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者 |
| | 医療機器修理業の責任技術者の資格を有する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者 |
| | 人用の高度管理医療機器等の販売貸与業の営業管理者の資格を有する者（管理医療機器等販売貸与業の営業管理者の場合は、人用の管理医用機器の販売貸与業の営業管理者の資格だが右記載要件と同様） | <ul style="list-style-type: none"> ・高度管理医療機器等の販売等に関する業務（指定視力補正用レンズのみの販売等を行う業務を除く。）に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者 |